

30工第341号

平成30年5月18日

福岡県火薬類保安協会長 殿

福岡県商工部工業保安課長
(LPガス火薬係)

平成30年度火薬類危害予防週間の実施について（依頼）

平素より本県の火薬類の保安行政につきましては、格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度火薬類危害予防週間が別添実施要領のとおり、6月10日（日）から6月16日（土）までの1週間実施されます。

つきましては、貴協会関係事業者に対し、ポスター掲示を始め、別添実施要領の実施目標について重点的に御指導して下さるようお願いいたします。

なお、後日、実施状況報告を依頼しますのでよろしくお願いいたします。

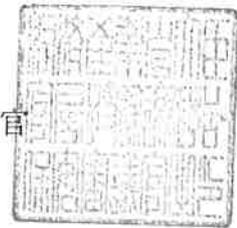
経済産業省

20180411 保局第1号

平成30年5月15日

福岡県知事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



平成30年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10～16日に実施するものです。

当省産業保安グループは、本年も、別紙のとおり「平成30年度火薬類危害予防週間実施要領」を定めましたので、貴県におかれましては、当該要領に基づき、各産業保安監督部、関係地方公共団体及び関係団体と協力の上、火薬類の危害予防の徹底に努めるようお願いいたします。

また、当該予防週間を中心とする期間に、当該要領の実施目標に沿った立入検査の実施、各都道府県火薬類保安協会やその他の関係者と協力し各地の実情に即した行事を開催する等、危害予防に努めるようお願いいたします。

なお、火薬類の危害予防意識の徹底を図るため、ポスターを別途送付しておりますので、関係者への配布、掲示等により危害予防の意識高揚に努められるようお願いいたします。



平成30年度火薬類危害予防週間実施要領

平成30年5月15日
経 済 産 業 省

1. 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

2. 期間

本年度は、平成30年6月10日（日）から6月16日（土）まで実施する。

3. 実施機関

産業保安グループ、各産業保安監督部、各都道府県及び各指定都市が、公益社団法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会等と協力して実施する。

4. 平成30年度目標

(1) 最近の火薬類に係る事故の発生状況

火薬類に係る事故の発生件数は、直近5年間では、平成25年は79件、平成26年は77件、平成27年は61件、平成28年は66件、平成29年は58件と減少傾向にある。また、事故発生件数の減少に伴い、死傷者数も年々減少しているものの、死亡・重傷者数は概ね5名前後で推移している。

事故の内容としては、産業火薬類に関しては発破に伴う事故、煙火に関しては花火大会における落下物等による負傷の事故が例年発生していることが特徴的である。特に平成29年は、8年ぶりに被災者1名が死亡する事故（発破作業における飛石）が発生。それらの原因としては、慣れや油断等によるルール軽視や慎重さの欠如、作業手順の徹底や再確認が十分でなかったことなどが考えられる。

(2) 目標

最近の火薬類に係る事故の発生状況等を踏まえ、現場関係者は、慣れや油断等によるルール軽視や慎重さの欠如によって死傷者を出さないために、「再確認で事故を防ぐ！」ことに常に意識を向けた作業の見直しや対策を講じることが重要であると考えらる。

これらを踏まえ、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たっては、各実施機関は関係事業者等に対して、以下の事項を重点的に実施するよう指導・周知し、保安意識の向上を図るものとする。

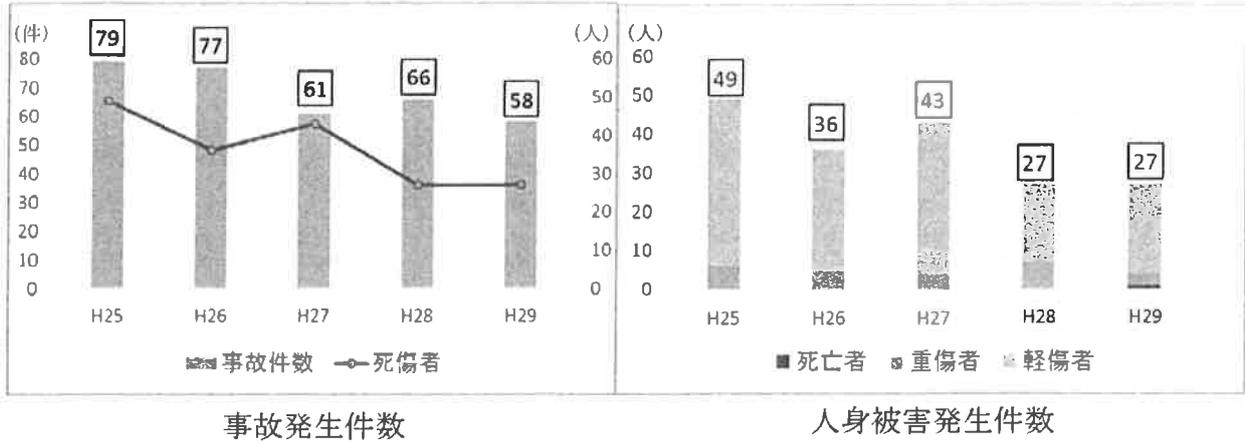
- ① 関係法令、規程等の周知徹底
- ② 過去事故事例の提示等による保安意識の向上（些細なミスの排除）
- ③ 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
- ④ 製造・消費・廃棄等の作業開始前における再確認の徹底
- ⑤ 新たに想定されるリスクの洗い出しや、その対策の必要性（特に、これまで事故が発生していない定例作業等における再確認プロセスの構築）等についての検討
- ⑥ 取り扱う火薬類及び現場の特性等に応じた作業手順や安全対策等の策定、整備等、リスク管理の徹底

5. 実施事項

- (1) 各実施機関は、火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示、目標の周知等の保安啓発活動を実施する。
- (2) 各実施機関は、関係事業者等に対して、従業員に対する目標の周知とともに、立入検査の実施等を行い、自主保安意識の高揚を図る。
- (3) 各実施機関は、保安講習会や表彰等の各地の実情に即した行事等を行い、関係者の危害予防意識の高揚を図る。
- (4) 各実施機関は、関係者間における十分な情報共有・意見交換とともに、事故・災害発生時の連絡体制、役割分担等の対応について再確認を行い、保安管理体制の強化を図る。また、関係機関等とも連携してこれらを実施し、各地域における保安管理体制の強化を図る。

(参考)

【1】直近5年間（平成25年～平成29年）の火薬類に係る事故の発生件数の推移



【2】平成29年の火薬類に係る事故の発生状況

1. 事故総括表

	製造中	消費中	その他	合計
産業火薬類(件)	1	6	2	9
死傷者数(人)	0	3	1	4
うち軽傷	0	0	1	1
うち重傷	0	2	0	2
うち死亡	0	1	0	1
煙火(件)	0	30	2	32
死傷者数(人)	0	14	3	17
うち軽傷	0	14	2	16
うち重傷	0	0	1	1
うち死亡	0	0	0	0
がん具煙火(件)	0	17	0	17
死傷者数(人)	0	6	0	6
うち軽傷	0	6	0	6
うち重傷	0	0	0	0
うち死亡	0	0	0	0
合計(件)	1	53	4	58
死傷者数(人)	0	23	4	27
うち軽傷	0	20	3	23
うち重傷	0	2	1	3
うち死亡	0	1	0	1

2. 種類・取扱い別

(1) 産業火薬類の製造中（1件）

誘導弾の機能試験中に、ロケットモータが発火し、試験装置等が破損するという事故が発生。試験前に異常が確認されていたにもかかわらず、手順書通りに作業を中止しなかったこと等が、原因の一つであると推定される。

(2) 産業火薬類の消費中（6件）

- ・発破作業により飛石が発生し、作業員や民家へ被害を与えた事故（2件）
- ・発破作業により岩石や土砂が落下し、道路に流出した事故（1件）
- ・発破準備中、火薬類を突き固めた際に爆発が発生し、作業員が負傷した事故（1件）
- ・試験作業中に火工品が不時発火し、作業員が負傷した事故（1件）
- ・道路用信号焰管が可燃物に接触したため、火災が発生した事故（1件）

これらの事故については、発破現場の地形や周囲の状況、取り扱う火薬等の特徴を十分に把握せず、適切な工法や安全対策が取られていなかったことが原因と考えられる。

(3) 煙火の消費中（30件）

特記すべき事故として、花火大会において、煙火筒の中に発射薬を入れ忘れたこと等により、煙火筒の中で煙火が開発し筒が割れる事象（筒ばね）が7件、また煙火玉が上昇途中で開発する事象（過早発）2件が発生し、その影響で人的・物的被害が出た。その他、黒玉発生（6件）、火の粉飛散による火災（4件）、花火大会において煙火玉の破片等が安全距離の外まで飛散し観客が負傷する事故（4件）、手筒煙火・動物駆逐用煙火等の消費中の事故が発生している。

(4) がん具煙火の消費中（17件）

何れも誤使用や不注意により火災や火傷を伴うなどの事故であり、子供の使用による事故も複数発生している。

(5) その他（4件）

- ・火工品の種類を誤認して着火したため、破裂した火工品により負傷
- ・自宅敷地内で火薬類が混ざっていたと考えられる廃棄物を焼却中に爆発し負傷
- ・煙火製造所で火災が発生し、煙火が爆発したことによる負傷
- ・信号焰管の残薬を廃棄処理中に、塊を砕こうと石でたたいた際に発火